

## 岡山市ふるさと納税業務委託仕様書（案）

### 1 委託名

岡山市ふるさと納税業務委託

### 2 目的

岡山市（以下「本市」という。）では、本市に縁のある方が本市を思い出し、さらなる愛着を持つきっかけとすること、また本市になじみのない方にとっても本市をよく知ってもらい、足を運ぶきっかけとなることをコンセプトに、ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税（本市への寄附）をされた方へ地元特産品等をお礼品として送付している。

本業務は、本市が行うふるさと納税業務のうち、寄附の受付、寄附者情報の管理、お礼品の配送等を委託することにより、業務の効率化を図るとともに、寄附手続きの利便性を高め、寄附金の増加と本市の魅力発信・イメージアップを図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

令和5年度 寄附受付準備

令和6年度 寄附受付（令和7年度配送先行予約も含む）

令和6年度に受け付けた先行予約以外のお礼品の配送

令和7年度 寄附受付（令和8年度配送先行予約も含む）

令和7年度に受け付けた先行予約以外のお礼品配送及び

令和6年度に受け付けた令和7年度配送先行予約のお礼品の配送

令和8年度 令和7年度に受け付けた令和8年度配送先行予約のお礼品の配送

### 4 業務の内容

- (1) ポータルサイトのシステム管理等に関する業務
- (2) お礼品協力事業者への発注、配送管理及びお礼品の代金・配送料の精算に関する業務
- (3) 寄附者並びにお礼品協力事業者からの問い合わせへの対応業務
- (4) お礼品協力事業者の開拓及びお礼品の拡充業務
- (5) ふるさと納税に係るプロモーションに関する業務

### 5 業務の詳細

- (1) ポータルサイトのシステム管理等に関する業務

ア 本市が利用するポータルサイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・ANAの

- ふるさと納税・ふるなび・ふるさとチョイス連携サイト（セゾンのふるさと納税・a u P A Yふるさと納税・ふるラボ）を経由した寄附の申込にすべて対応すること。
- イ ポータルサイト上（ふるさとチョイス連携サイトを除く）の自治体ページのお礼品情報等について、作成・修正・更新等の管理運営を適切に行うこと。
- ウ 本市で現在使用中のポータルサイトに掲載中のお礼品を令和6年4月1日に各ポータルサイト（ふるさとチョイス連携サイトは除く）に掲載すること。
- エ お礼品について、国の示す地場産品基準を逸脱する不備等がないか定期的な確認を行うこと。
- オ ポータルサイトで申し込まれた寄附金及び決済された情報等を、受託者が所有する寄附管理システムに取り込むとともに入金状況等を管理すること。また、寄附者がポータルサイトを経由せずに寄附を行った場合においても、本市からの寄附者情報の提供等により受託者が所有する寄附管理システムに取り込むとともに入金状況等を管理すること。
- カ 受託者が所有する寄附管理システムで、寄附金の収納状況及び寄附申込受付状況等について、データ出力（C S V形式等）が可能であること。
- キ 寄附金税額控除の申告特例通知をe L T A Xを通じて電子的に施行するための電子データを作成できる仕組みを有すること。
- ク 本市が委託契約期間中に新規ポータルサイトを導入した場合、当該ポータルサイト経由の寄附について、本市と受託者で協議の上、対応を検討すること。
- (2) お礼品協力事業者への発注、配送管理及びお礼品の代金・配送料の精算に関する業務
- ア 受託者は、寄附者が指定したお礼品をお礼品協力事業者に発注し、お礼品を寄附者へ配送すること。
- イ お礼品協力事業者の負担軽減及び個人情報の紛失回避の観点から、お礼品の配送のための伝票を受託者において発行するサービス（受託者において配送伝票を作成し集荷をすることで、お礼品を梱包する作業のみとなり、個人情報（発送先の情報等）を取り扱う必要がないサービス）を導入すること。なお、本サービスを利用するかどうかの判断は、お礼品協力事業者と受託者との協議により決定するものとする。
- ウ 受託者は、お礼品協力事業者との連絡を密にするとともに、お礼品の配送が円滑に行われるよう必要な措置を講じること。
- エ 受託者は、お礼品の配送状況を適切に管理すること。
- オ 先行予約の取り扱いを行う場合は、お礼品協力事業者と協議のうえ、対応可能な数量を適切に見込み、過剰な受付数とならないよう十分確認すること。
- カ A N Aトラベラーズクーポン代金の精算を行うこと。

- キ 楽天トラベルクーポン代金の精算を行うこと。
  - ク 受託者は、寄附者に対しお礼品の調達、発注、配送に係る契約不適合責任を負う。  
(本市は契約不適合責任を負わない。)
  - ケ お礼品協力事業者への支払いについて、受託者が、お礼品協力事業者の出荷実績に基づき、お礼品代に係る費用をお礼品協力事業者に支払うこと。なお、受託者が、お礼品協力事業者に支払いを行った実費については、本業務の委託料と併せて、その支払いの詳細がわかるものを添付し、本市に請求すること。
  - コ 配送料については、配送業者との価格交渉など、なるべく安価となるように努めること。
- (3) 寄附者並びにお礼品協力事業者からの問い合わせへの対応業務
- ア 寄附者並びにお礼品協力事業者からの問い合わせ先として、コールセンター等の窓口を設置すること。
  - イ 受託者は、配送遅延またはお礼品の破損等、配送に係るトラブルやお礼品に対するクレーム等が生じた場合は、速やかに寄附者への対応を行うこと。また、その内容及び状況については本市へ適切に情報提供すること。
  - ウ お礼品協力事業者からの問い合わせがあった場合は、速やかに対応を行うこと。
- (4) お礼品協力事業者の開拓及びお礼品の拡充業務
- ア 本業務に対する説明会や意見交換会等の開催、情報収集等により、お礼品協力事業者の開拓を行うこと。
  - イ お礼品の新規開拓や価格交渉のため、適宜、お礼品協力事業者との調整を行うこと。
  - ウ 既存のお礼品について魅力を向上させる取り組みを行うこと。
- (5) ふるさと納税に係るプロモーションに関する業務
- ア ポータルサイトでの情報発信等により、岡山市ふるさと納税のPR及び本市の魅力を広く発信すること。

## 6 その他

- (1) 本業務に係るふるさと納税の受付開始は令和6年4月1日とする。
- (2) 受託者が寄附金を指定納付する場合は、業務の受託者が本市に指定納付する金額から、本市が受託者に支払う本業務の委託料等を相殺することはできないものとする。
- (3) 業務内容については、企画提案書の内容を遵守すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、岡山市個人情報保護法施行条例(令和5年市条例第2号)を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

- (6) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。
- (8) 次期受託者が変更となる場合、本市の指示により次期受託者への業務の引継ぎを円滑に行うこと。
- (9) 受託者が本契約に基づき制作した各ポータルサイトに掲載する文章、写真に関する著作権は、本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。
- (10) 受託者は、各ポータルサイトに掲載する文章、写真について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。  
なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。
- (11) その他業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定する。